

「社会福祉連携推進法人認定・運営基準案及び社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について」
の結果について

令和3年11月12日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉連携推進法人認定・運営基準案及び社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について」については、令和3年9月10日から令和3年10月9日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集したところ、様々な御意見等を頂きました。

お寄せいただいた御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみ要約の上、取りまとめることとしておりますのでご了承下さい。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	社会福祉連携推進法人は、「経営支援業務」と「物資等供給業務」を行うことができることとされているが、これらの業務の中で建物管理業務（建物・設備管理、清掃、洗濯、宿直、これらの業務に関するコンサルティングなど）ができるようにしてほしい。	社会福祉連携推進法人が行う業務については、社会福祉法及びこの認定・運営基準、その他関係法令に違反しない限り、当該法人の創意工夫に基づき、自由に行うことが可能です。 御指摘のような業務も、関係法令を満たした上で、社員間の合意に基づき、経営支援業務等として行うことは可能と考えています。
2	申請書類において法人番号の記載欄を設けるべき。	御指摘を踏まえ、各種申請書様式に、法人番号記載欄を設けることといたしました。
3	社会福祉連携推進法人認定・運営基準等については、国会審議にお	社会福祉連携推進法人の創設を含む「地域共生社会の実現のための社会

	<p>る議論を十分に検討・斟酌したものとすべき。</p>	<p>福祉法等の一部を改正する法律」に係る国会審議においては、個々の社会福祉法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、社会福祉連携推進法人が地域において有効に活用されるよう、関係者に対し、そのメリット等に関する周知を図りつつ、適切な運用を確保することなどを中心に、議論がなされたものと理解しております。</p> <p>本省令(案)の策定に当たっては、これらの議論を踏まえつつ、有識者からなる検討会においても議論を行ったものですが、社会福祉連携推進法人制度の施行に当たっては、こうした国会審議を十分に踏まえつつ、Q&Aの策定や好事例の周知などを通じて、適切な運用を確保してまいります。</p>
4	<p>「社会福祉連携推進法人認定・運営基準(案)」P73の「社会福祉連携推進方針(別記様式3)」の「社会福祉連携推進区域の範囲」の例示が、P29、30の記述と一致していないことから、修正すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、例示の記載を修正いたします。</p>
5	<p>「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱いについて」の15(2)において、償還期限前に売却を行った場合は他の満期保有目的債券についても保有目的を変更しなければならないとされているが、「その他の積立資産」を満期保有目的の債券で行っている場合も含むのか。</p>	<p>御指摘の点については、「その他の積立資産」を満期保有目的の債券で行っている場合も含むと考えております。</p> <p>なお、保有目的の変更により時価評価が必要となりますが、基本財産の中に満期保有目的の債券がある場合、時価の下落により基本財産が毀損する可能性があるため、満期保有目的の債券への分類は慎重に行う必要があると考えています。</p>
6	<p>「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項について」の勘定科目説</p>	<p>「貸倒損失額」については、社会福祉連携推進法人貸付金の貸倒に対応</p>

<p>明において、新設の「貸倒損失額」の説明が、「回収不能額のうち貸倒引当金で補填されない部分の金額」と同じ記載になっているが、同様の性質の「徴収不能額」については、従来より、資金収支計算書では「徴収不能として処理した額」、事業活動計算書では「徴収不能のうち、徴収不能引当金で補填されない部分の金額」とされている。</p> <p>引当金の会計処理で考えると、「貸倒損失額」の説明は、徴収不能額と同様とすべきではないか。</p>	<p>する勘定科目として、「徴収不能額」とは別に、新たに科目を設け、定義しているものであり、これとは説明が異なるものとなっています。</p>
---	--